

特定個人情報保護評価について

総合企画部DX推進課

説明する事項

- 特定個人情報保護評価とは
- 特定個人情報保護評価の目的
- 特定個人情報保護評価の対象
- 特定個人情報保護評価の流れ
- 特定個人情報保護評価の実施後手続き

※本資料は、個人情報保護委員会事務局作成の「特定個人情報保護評価（概要版・詳細版）」をもとに作成

特定個人情報保護評価とは

○特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に規定。

※「特定個人情報ファイル」とは…

個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。

※「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは…

個人情報を含む情報の集合体であって、

ア 個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの。

イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。

特定個人情報保護評価の目的

○番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ。

○事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

○評価実施機関には、個人情報またはプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化などに対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待されている。

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表に掲げる事務ごとに実施。

※特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務

ウ 対象人数が1,000人未満の事務

エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

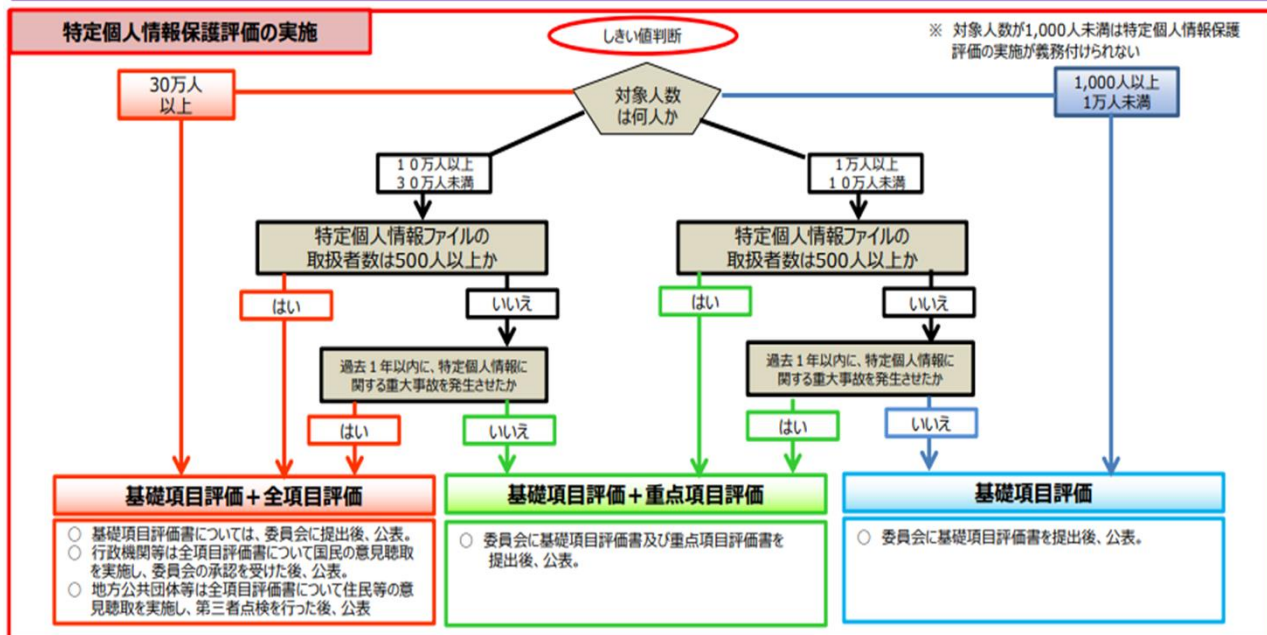
キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

特定個人情報保護評価の流れ

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



1 計画管理書の作成

実施者：DX推進課

2 特定個人情報保護評価の実施

実施者：事務実施原課

(1) しきい値判断

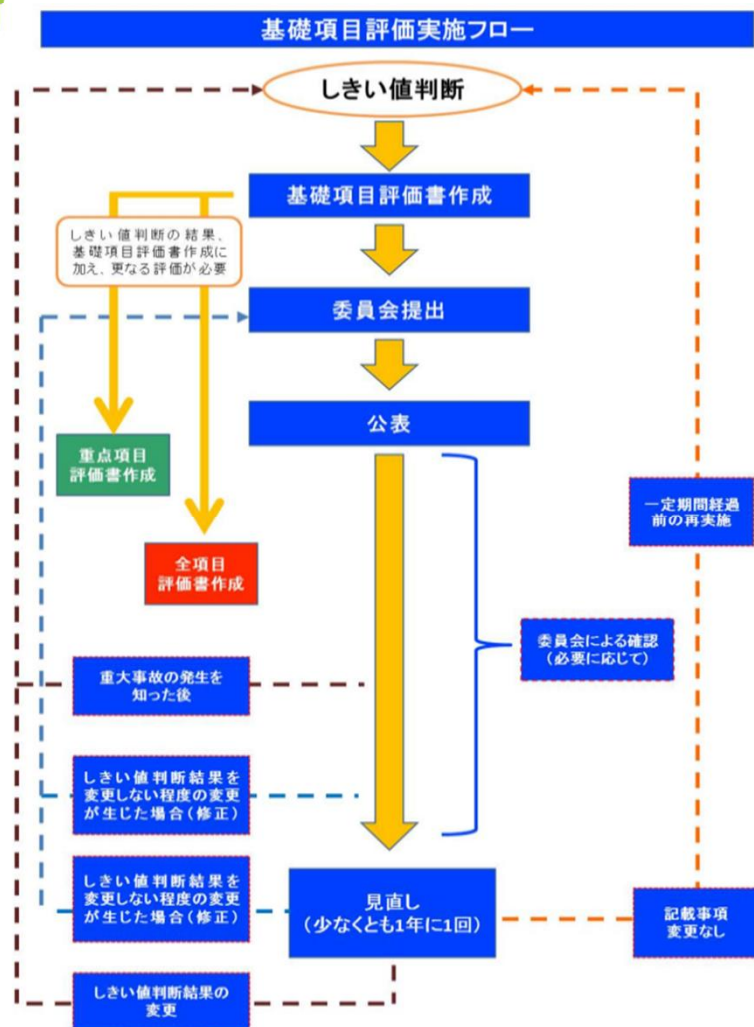
(2) 該当評価の実施

ア 基礎項目評価

イ 基礎＋重点項目評価

ウ 基礎＋全項目評価

特定個人情報保護評価の流れ



基礎項目評価

事務の対象人数

・1000人以上～1万人未満

事務の対象人数

・1万人以上～10万人未満

特定個人情報ファイルの取扱者数

・500人未満

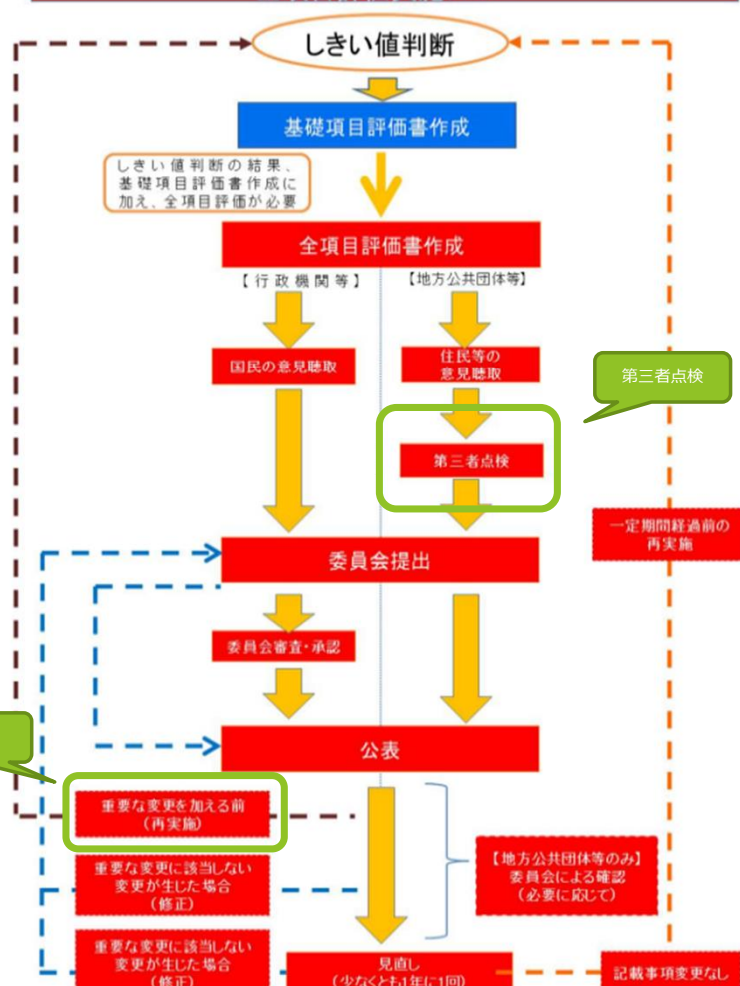
の場合は、基礎項目評価のみの実施

特定個人情報保護評価を実施する際に必ず実施する評価

※特定個人情報保護評価の概要(詳細版)より抜粋

特定個人情報保護評価の流れ

全項目評価実施フロー



基礎項目評価＋全項目評価

事務の対象人数
・30万人以上

事務の対象人数
・10万人以上～30万人未満
特定個人情報ファイルの取扱者数
・500人以上

の場合は、基礎項目評価＋全項目評価を実施

修正と異なり、重要な変更を加える場合は、評価の再実施が必要となる。→第三者点検を行う。

※特定個人情報保護評価の概要(詳細版)より抜粋

特定個人情報保護評価の実施後の手続き

○ 特定個人情報ファイルの取り扱いに重要な変更を加えようとするときは特定個人情報保護評価を再実施する。

○ 特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施する。

○ そのほかの変更が生じたときは評価書を修正する。

○ 少なくとも1年に1回は評価書の見直しをし必要であれば修正を行い、一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価を再実施する。